

改正

平成5年3月31日規則第12号

平成5年11月16日規則第18号

平成6年7月1日規則第14号

平成8年6月4日規則第12号

平成10年1月29日規則第2号

平成18年6月23日規則第10号

平成19年3月29日規則第5号

平成21年6月30日規則第8号

平成24年7月5日規則第13号

平成29年3月29日規則第2号

市川町福祉医療費の助成に関する条例施行規則

市川町福祉医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年10月11日規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、市川町福祉医療費の助成に関する条例（平成4年市川町条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（社会保険）

第2条 条例第3条第1項の規則で定める法令は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- （4）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （5）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （6）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（受給者証の交付等）

第3条 町長は、高齢期移行者（満65歳～69歳まで）に対して高齢期移行者医療費受給者証（様式第3号）を、重度障害者に対し、重度障害者医療費受給者証（様式第3号の2）を、乳幼児等に

対し、乳幼児等医療費受給者証（様式第3号の3）を、こどもに対し、こども医療費受給者証（様式第3号の5）を、母子家庭、父子家庭、及びその遺児（以下「母子家庭等」という。）に対し、母子家庭等医療費受給者（様式第3号の4）を交付するものとする。

- 2 条例第5条の規定による申請において、前項の各医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付又は更新を受けようとする者は、高齢期移行者については、高齢期移行者医療費受給者証交付・更新申請書（様式第4号）に、重度障害者については、重度障害者医療費受給者証交付・更新申請書（様式第4号の3）に、乳幼児等とこどもについては、乳幼児等・こども医療費受給者証交付・更新申請書（様式第4号の4）に、母子家庭等については母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書（様式第4号の2）に、町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による申請があった場合において、当該助成を行わない旨の決定をしたときは、福祉医療費助成申請却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- 4 受給者証の有効期限は1年以内とし、当該受給者証を発行した年又はその翌年の6月30日までとする。ただし、乳児の受給者証の有効期限は、1歳の誕生日の属する月の末日とし、幼児等については、9歳に達する日以後の最初の3月31日又は当該受給者証を発行した年若しくはその翌年の6月30日のうちいずれか早い日とする。こどもの受給者証の有効期限は15歳に達する日以後の最初の3月31日又は当該受給者証を発行した年若しくはその翌年の6月30日のうちいずれか早い日とする。母子家庭等の受給者証の有効期限は18歳に達する日以後の最初の3月31日又は当該受給者証を発行した年若しくはその翌年の6月30日のうちいずれか早い日とする。
- 5 受給者証の交付を受けた者が、加入医療保険、住所等の変更があった場合はすみやかに加入医療保険等変更届書（様式第7号）に当該受給者証を添えて町長に届出しなければならない。
- 6 受給者証の交付を受けた者は、受給者証の有効期間が満了したときはすみやかに福祉医療費助成資格喪失届書（様式第8号）に当該受給者証を添えて町長に返還しなければならない。
- 7 受給者証の交付を受けた者が、受給者証を破り、汚し又は紛失したときは福祉医療費受給者証再交付申請書（様式第9号）により町長に再交付を申請することができる。この場合において破られ又は汚れた受給者証は町長に返還しなければならない。又受給者証の再交付を受けた者は受給者証の再交付を受けた後において紛失した受給者証を発見したときは、すみやかにその受給者証を町長に返還しなければならない。
- 8 受給者証の交付を受けた者は、条例第6条第1項に規定する保険医療機関等において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(一部負担金の免除)

第4条 条例第3条第1項第1号から第4号までに定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができる。なお、特別の理由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、受給者証の交付を受けた者が重度の障害者となり、その者の収入が著しく減少したこと。
- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、受給者証の交付を受けた者の資産に重大な損害を受けたこと。
- (3) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する事由により、受給者証の交付を受けた者の収入が著しく減少したこと。
- (4) 失業・廃業・休業その他これらの類する状態により、受給者証の交付を受けた者の収入が著しく減少したこと。
- (5) 前各号に掲げる事由に類する事由が生じたこと。

2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険等の制度において一部負担金の減免が行われている場合は、当該減免が行われている範囲において、条例第3条第1項の規定による福祉医療費の支給を行わないものとする。

3 第4条第1項の規定を受けようとする者は、福祉医療一部負担金免除申請書（様式第6号）に第1項各号に掲げる理由に該当することを明らかにすることができる書類を添えて町長に申請しなければならない。

4 第4条第1項の規定による福祉医療費を支給することができる期間は、第1項各号に定める事由が発生した日の属する月の初日から6ヶ月を超えない日までとする。

(所得制限判定所得で受給資格要件を満たさない者に対する特例)

第5条 条例第4条第1項第7号で定める特別の理由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 助成対象者外の者が失業等により現年の推定所得が減少し、所得制限要件を満たす所得額に相当する額となったこと。
- (2) 上記の規定による福祉医療費を支給することができる期間は、第1項第1号に定める事由が発生した日の属する月の初日から6ヶ月を超えない日までとする。

(福祉医療費の支給申請)

第6条 条例第5条の申請は、福祉医療費支給申請書（様式第1号）に条例第3条に規定する医療に関する給付の行なわれることを証する書類、当該医療に要した費用の額を証する書類、その他

町長が必要と認める書類を添えて行なうものとする。

(保険医療機関等)

第7条 条例第6条第1項の規則で定める兵庫県内の病院、診療所又は薬局は、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関とする。

第8条 削除

(第三者行為による被害の届出)

第9条 福祉医療の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、福祉医療費の支給を受けようとするものは、第三者行為による傷病届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 条例及びこの規則に定めるもののほか、福祉医療費の支給に関する手続きその他必要な事項は、事務取扱細則で定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成4年7月1日から適用する。ただし、平成4年6月30日までの福祉医療費の助成に関してはなお従前の例による。

附 則（平成5年3月31日規則第12号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年11月16日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年7月1日から適用する。

附 則（平成6年7月1日規則第14号）

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成8年6月4日規則第12号）

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成10年1月29日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年9月1日から適用する。

附 則（平成18年6月23日規則第10号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、改正後の規則第4条及び第5条の規定は、平成17年7月1日から適用する。

附 則（平成19年3月29日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年 6 月30日規則第 8 号）

この規則は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 5 日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成29年 3 月29日規則第 2 号）

この規則は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

（様式第 1 号）

様式第 2 号 削除

様式第 3 号（第 3 条関係）

様式第 3 号の 2（第 3 条関係）

様式第 3 号の 3（第 3 条関係）

様式第 3 号の 4（第 3 条関係）

様式第 3 号の 5（第 3 条関係）

様式第 4 号（第 3 条関係）

様式第 4 号の 2（第 3 条関係）

様式第 4 号の 3（第 3 条関係）

様式第 4 号の 4（第 3 条関係）

様式第 5 号（第 3 条関係）

（様式第 6 号）

（様式第 7 号）

（様式第 8 号）

（様式第 9 号）